

都有財産の管理等に係る個人情報を含む書類の紛失について

東京都財務局が所管する財産の管理等を受託している公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「受託者」という。）において、都が提供した個人の情報を含む書類が所在不明となる事象が発生しましたので、お知らせします。

なお、現時点で、個人情報外部に流出した事実は確認されていません。

記

1 概要

受託者（新宿区西新宿二丁目）の職員が、都有地の貸付契約に係る受託業務を処理するため、都から提供を受けた個人情報を含む書類を事務所に持ち帰ったが、事務所内で書類が所在不明となった。

2 所在不明の書類

- ・ 都有地の貸付契約に係る申請書（1申請分）
 - 印鑑証明書
 - 戸除籍謄本
 - 全部事項証明書（建物）
 - 念書
 - 案内図見取図

※記載されている個人情報等

住所、氏名、電話番号、生年月日、本籍、印影

3 経緯

- ・ 4月30日（金曜日）都が受託者の職員に申請書類一式を都庁内で手交し、受託者は受託者の事務所に持ち帰った。
- ・ 5月18日（火曜日）都が受託者に作業の進捗状況を確認したところ、都が提供した書類が、受託者の事務所内で所在不明となっていることが判明した。それを受け、都では、受託者に徹底した書類の搜索を指示した。
- ・ 5月19日（水曜日）東京都財務局は、該当する申請者に連絡を取り、経緯の説明及びお詫びを行った。

4 今後の対応

受託者に対し、今後、個人情報を含む書類の管理を適正に行うよう指導を強化するとともに、都においても個人情報の適正な管理の徹底を図る。

問合せ先
財務局財産運用部活用促進課
電話 03-5388-2786